

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子

千葉県公安委員会規則第 6 号

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成 2 3 年千葉県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体」に、「ものであつて、」を「もの（」に、「直ちに」を「出力することにより、直ちに」に、「かつ」を「及び」に、「表示させ、及び書面に出力できるもの」を「表示し、及び書面を作成することができるものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。